

指名停止措置について

1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
株式会社 三和工業	代表取締役 高比良 篤司	愛知県岡崎市大門4-11-1

2 指名停止措置期間

平成26年4月8日 ～ 平成26年7月7日 (3ヶ月間)

3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

4 指名停止の理由

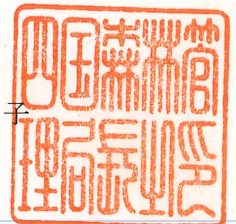
株式会社三和工業は、平成25年9月5日付けで愛知森林管理事務所長と契約した「製品生産請負事業(素材生産段戸1)」の請負契約において、当該事業者からの報告により事業期間内に事業が完了する見込みがないことが明らかとなったことから、国有林野事業造林事業請負契約約款第43条第1項第2号により、平成26年3月7日付けをもって、愛知森林管理事務所長より同契約の解除が行われた。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付59林野経第156号)の別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

平成26年4月8日

四国森林管理局長 浅川 京子



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060